

復興大臣からの指示事項（要旨）

令和元年 11月 1日

復興 庁

風評の払拭に向けては、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」（以下、戦略）に基づき、政府一体となって取り組んでいるところである。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催も迫り、海外の注目が日本に集まる中、風評対策に一層取り組む必要がある。

戦略及び本指示事項に基づく関係省庁の取組については、次回のタスクフォースにおいて、フォローアップする。

以下、主な施策について指示する。

指示事項 1. 海外に向けた取組の強化

1. 諸外国・地域の輸入規制の撤廃に向け、あらゆる機会を捉えて、首脳・閣僚等ハイレベルをはじめとした働きかけを積極的に行うこと。

（参考）

働きかけを行う際には、福島の魅力とともに以下の事項について伝えることが重要。

- ・我が国は世界で最も厳しいレベルの基準を設定して食品の検査をしており、基準を超えた場合は、市場に流通しないようになっていること
 - ・福島県内の主要都市の空間線量率は、国内外の主要都市とほぼ同水準であること
 - ・避難指示区域の面積は、福島県全体の 2.5%（注）であり、福島県の大部分では、通常の生活が可能であること 等
- （注）日本全体の 0.09%

2. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした風評払拭のための情報発信、福島県産農林水産物等の海外での販路拡大・開拓、東北へのインバウンド誘客促進等、必要な施策において、より効果的な取組となるよう検討し、強力に推進すること。

（例）

- ・様々な媒体を活用した多言語による情報発信
- ・各省庁等が有する海外向け WEB サイトについて、内容、利用しやすさ等の総点検と必要な改善
- ・ハッシュタグを利用した SNS での発信 等

指示事項 2. 国内に向けた取組の強化

本年4月12日に開催したタスクフォースで指示した事項を踏まえ、国内向け施策についても、より効果的な取組となるよう検討し、強力に推進すること。

(例)

- ・福島復興の現状等について、様々な媒体を活用し、国民の理解が得られるよう、より工夫した情報発信
- ・各省庁の食堂・売店や会合での被災地産品の利用・販売促進 等

(参考) 前回の指示事項 (関係部分)

(1) 知ってもらう

- ① 福島復興の現状や放射線に関する基本的な知識等について国民の理解を促進するよう、より工夫した取組を行うこと。
- ② 放射線副読本の学校での活用が促進されるよう、教職員セミナーや出前授業の全国的実施とその積極的な周知を図ること。また、同副読本の活用状況のフォローアップを早期にしっかりと行うのみならず、福島県外の授業においても活用されるよう工夫すること。

(2) 食べてもらう

- ① 流通実態調査の結果を踏まえ、流通段階ごとの取扱姿勢に対する認識の齟齬を解消するとともに、「常磐もの」といったブランド力向上と国内外の販路拡大・開拓につながる対策を行うこと。
- ② 福島県産品を積極的に利用・販売する観点からマルシェ等を開催するほか、福島県産品の魅力、美味しさや安全が確保されていること等について強力に発信すること。

(3) 来てもらう

- ① インフルエンサーを活用した東北の魅力の発信や海外旅行会社の招請等により、福島へのインバウンド誘客を促進するとともに、国内からの誘客に向けた取組を進めること。
- ② 教育旅行の回復に向け、福島県と連携して「ホープツーリズム」をさらに推進すること。その際、モニターツアーへの地方自治体職員や教職員の参加等、参加者の拡大を図ること。

最後に、復興庁の当面の重点的取組として、**別添**のとおり、「**風評払拭イニシアティブ for 2020**」を取りまとめたところ、関係省庁においては、各取組の実施にあたり、ご協力いただくとともに、これを参考に各省庁においても、効果的な取組を検討し、強力に推進いただきたい。